

特集 《不正競争防止法》

# 韓国の不正競争防止法上における 一般条項に関して

韓国弁護士 金 元\*  
韓国弁護士 陳 伸顯\*



## 要 約

韓国の不正競争防止法上における一般条項は、法律上保護する価値のある成果物に対する保護の空白をなくすために導入されたもので、2014年1月31日から施行されている。導入以降、商品の形態、営業の総合的なイメージ（トレードドレス）、アンケート調査の結果等の成果物の侵害行為に対して一般条項が適用された判決がある。一般条項の適用を通じて権利保護の範囲が拡大するメリットがあるものの、その範囲や保護要件等が未だ確立されておらず、曖昧な側面があり、一般条項に関する明確な法理が確立するまでにはさらに時間が必要とみられる。

## 目次

1. 序論
2. 不正競争防止法第2条第1号又目「一般条項」の立法趣旨—2014年1月31日施行
3. 成立要件及び救済手段
  - (1) 相当な投資又は労力により作成された成果
  - (2) 公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法
  - (3) 他人の経済的利益の侵害
  - (4) 救済手段等
4. 主な裁判事例
  - (1) あんパン事件（ソウル高等法院2016年5月12日付2015ナ2044777判決，大法院審理不続行棄却として確定）
  - (2) 地方選挙の出口調査の結果が流出した事件（ソウル高等法院2016年11月24日言渡2015ナ2049789判決，大法院2017年6月15日言渡2017ダ200139判決）
5. 一般条項の意義及び問題点
6. 表現の自由等との問題（パロディ関連）
7. 結論

## 1. 序論

韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（「不正競争防止法」）第2条第1号ル（いわゆる「一般条項」）は、「他人の相当な投資又は労力により作成された成果等を公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」を包括的

に不正競争行為の一類型として規定している。以下で具体的にみていく。

## 2. 不正競争防止法第2条第1号又目「一般条項」の立法趣旨—2014年1月31日施行

改正前の不正競争防止法では、不正競争行為の類型を認めるにあたり限定列挙主義方式を取っていたため、法技術の発展や市場の変化等により新たに出現した多様な類型の不正競争行為を適切に規制できないという限界があった。

そのような中、韓国大法院の判例が「競争者が相当な労力と投資により構築した成果物を公正な競争秩序に反して自身の営業のために無断で利用することにより、競争者の法律上保護する価値のある利益を侵害する行為」を民法上の不法行為に該当すると判断し、改正不正競争防止法は、上記大法院の判例に類似する内容の一般条項を不正競争行為の一類型として追加した。一般条項が追加された立法趣旨は、競争者らが市場で公正に競争するための基礎となる「法律上保護する価値のある利益」に対する保護の空白をなくすことにより、公正かつ健全な競争と取引秩序の確立を目指す不正競争防止法の目的を達成するためにあり、2013年7月30日の法改正時に同条項が新設され、改正法

\* 金・張法律事務所

は2014年1月31日付をもって施行された。

### 3. 成立要件及び救済手段

まだ判決例が十分に蓄積されてはいないため、一般条項が適用された事例を類型化することは容易ではないとみられる。このため、一般条項の成立要件を次の通りまとめてみた。

#### (1) 相当な投資又は労力により作成された成果

相当な投資又は労力により作成された成果物とは、資本や時間等が投じられ、法的に保護される価値のある結果物を意味する。投資や労力の相当性は、具体的な状況に即して判断されている。例えば、エルメス・ジンジャーバック事件では、商品形態を成果として判断し、その根拠として製品の形態、当該ハンドバッグの周知性（歴史、世界200店舗余りの直営店）、売上高（7年間610億ウォン）、高価格（1000万ウォン以上）、一日で販売完了した事実、2.5億の広告額等まで考慮した（ソウル高等法院2016年1月28日言渡2015ナ2012671判決）。アイスクリーム売場事件では、売場のインテリアなど原告の営業の総合的なイメージ（いわゆる「トレードドレス」）を成果として判断し、その根拠として、原告の売場に共通する特徴のうち一部の構成要素は、原告の売場ならではの独特のデザインを演出し、原告が顧客のために細かな部分まで配慮しているという印象を抱かせることで他のデザート売場とは差別化されており、これはテレビ報道等で広

く知られていた点等を考慮した（ソウル中央地方法院2014年11月27日言渡2014ガ合524716判決、ソウル高等法院2015年9月10日言渡2014ナ2052436判決）。

#### (2) 公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法

「公正な慣行や競争秩序に反する方法」に該当するかどうかは、一般的な取引慣行や当該成果と使用者の営業との関係、当該成果の取得経緯、使用意図と動機、使用態様、使用者の使用経緯、その使用結果等を総合して、個別的、具体的に判断される。また、相当な投資や労力により作成された成果物に該当すると判断されれば、このような成果物を利用したり模倣する行為は、名声や成果に便乗する行為であって「公正な商取引慣行や取引秩序に反する行為」と判断する場合がある。

#### (3) 他人の経済的利益の侵害

経済的利益には、成果物等に関連する営業上の利益として有形の利益のみ含まれるのではなく、名声、信用、顧客吸引力、営業価値、技術上又は営業上の情報といった無形の利益も含まれる。

#### (4) 救済手段等

同条項の場合、刑事処罰の規定は適用されず、不正競争行為の侵害差止請求権、損害賠償請求権、信用回復請求権（第4条ないし6条）の民事措置のみ可能で



ある。

#### 4. 主な裁判事例

##### (1) あんパン事件 (ソウル高等法院 2016 年 5 月 12 日付 2015 ナ 2044777 判決, 大法院審理不続行棄却として確定)

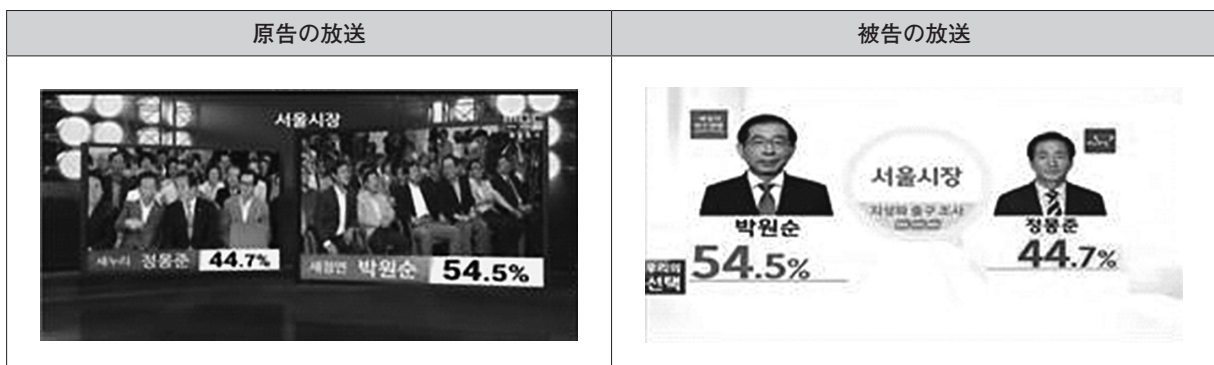
原告のあんパン売場を退職した被告が、その後、原告と類似した標章、看板、売場の配置及びデザインを使用して別途のあんパン売場を運営した事案で、裁判所は、1) 原告らが商品企画のために数回日本を訪問して食品売場の品目、売場のインテリア、各種広報物のデザイン等を調査した点、2) 製品開発のために製パン学校を通じて技術を習得した点、3) 複数のデザイン業者に売場の標章及びデザイン等の開発を依頼した点等を基に、原告の売場の総合的なイメージ(売場の看板、内部インテリア等を含む)が原告の「相当な投資又は労力により作成された成果物」に該当すると判断した。なお、被告の売場の標章等が原告の売場と非常に似ており、原告を退職してから4ヶ月後に被告の売場の運営を開始した点等を考慮し、被告の行為は「公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法」に該当し、高い売上を誇り、有名税を支払っている原告の売場と被告の売場を誤認する消費者が存在するという点を根拠に、被告が原告の経済的利益を侵害したと判断した。

##### (2) 地方選挙の出口調査の結果が流出した事件 (ソウル高等法院 2016 年 11 月 24 日言渡 2015 ナ 2049789 判決, 大法院 2017 年 6 月 15 日言渡 2017 ダ 200139 判決)

本件は、2014年の第6回大韓民国全国同時地方選挙に関して、原告である地上波3社の放送局が共同で投資して取得した「当選者の予測調査の結果」を、他放送局である被告が原告らの許諾なしに取得し、原告

らの公開時刻とほぼ同時刻に放送したことが争われたものである。裁判所は、1) 原告らが本件予測調査の結果を得るために、調査機関等と役務契約を締結して相当な費用を支出した点、2) 当該調査機関が予測調査の結果を得るために、41,000名に対する電話調査及び684ヶ所の投票所に対する出口調査を行った点、3) 原告らが本件予測調査の結果が外部に流出しないよう事前に秘密保持約定を締結する等その秘密保持のための労力があつた点等に照らし、予測調査の結果が原告らの相当な投資又は労力により作成された成果に該当すると述べた。さらに、当該情報が非公式で記者と共有される過程で、被告がこれを取得したものではあるが、これを原告らの事前の同意なく無断で放送したことは、放送局の出口調査の結果公表に対する慣行に反し、本件予測調査の結果が原告らの莫大な労力と投資によるものであって、これを同時放送することに問題があることを被告が認知していたとみられ、予測調査の結果の創出に何ら寄与もしていない被告の同時放送行為は、本件情報の特性上、放送局の出口調査システムの構築等に対するインセンティブを阻害するものであり社会的に許容されないこと等から、無断使用行為に該当すると判断し、このような顧客吸引力のある情報の無断使用行為により原告らの経済的利益が侵害されたと判断した。

なお、裁判所は、従来の知的財産権法上における知的財産権の非侵害行為に対し、不正競争防止法の補充条項の適用が可能であるかに対しても判断した。すなわち、知的財産権による保護対象にならない他人の成果の利用は本来自由に許容されるものであり、不正競争防止法の一般条項には解釈による広範囲な法規範の創設機能があるため、一般条項の適用は原則として慎重を期すべきであるものの、ただし、その知的成果物の利用行為を保護しなければ成果物の創出者にインセンティブの不足が発生するなど特別な事情がある場合



には、知的財産権法と別途に不正競争防止法の一般条項に該当するかどうかを判断できると述べている。

## 5. 一般条項の意義及び問題点

一般条項の新設により、権利者が不正競争防止法第2条に挙げられた不正競争行為に該当しない新しい類型の行為に対してももう少し容易に対応することができ、裁判所も法律上保護する価値のある利益が認められる事案において、もう少し弾力的な法適用が可能となり、権利者の権利保護の範囲が拡大するというメリットがあるものとみられる。また、不正競争防止法上における不正競争行為と認められれば、一般の不法行為とは異なり、損害額算定の推定規定など不正競争防止法上の権利者に有利な規定の適用が可能となり、権利救済の実効性が向上し得る。

一方、一般条項は、その性格上、成立要件が一般的かつ抽象的であるため、具体的にどのような行為がこれに該当するのか予測し難いという点がある。また、既存の知的財産権法で保護されない成果のみ一般条項が補充的に適用されるのか、あるいは、上記の要件を問うまでもなく、一般条項が既存の知的財産権法と共に重複的に適用できるのかに対しては、下級審判決の立場が分かれている等、まだその範囲や保護要件等が確立されていないため、曖昧な側面がある。

## 6. 表現の自由等との問題（パロディ関連）

韓国においてパロディに関しては、主に著作権法の側面から公正利用に該当するか等が問題となっており、これを含めて不正競争防止法の一般条項を適用するときの表現の自由との関係等に関連する裁判所の判例や学界の本格的な議論は今のところ見当たらない。

## 7. 結論

上記でみてきた通り、2014年1月31日から施行された不正競争防止法上の一般条項により相当な労力と投資により構築された成果物と認められる場合には、同条項による保護が可能となった。これにより、インターネット、デジタル技術等の技術及び社会の発達により発生する、過去には存在しなかった新しい種類の成果物に対する保護の空白を克服できる土台が設けられた。

一般条項に関する保護要件、保護範囲、既存の知的財産権法との関係等に対する、より具体的かつ明確な法理が確立するまでにはさらに時間がかかるものと予想されるが、正当な権利保護の死角地帯をなくしていくために、一般条項を導入して先制的に制度を構築しつつあるという点は、肯定的に評価できると思われる。判決の蓄積及びこれに対する建設的な批判等を通じて、一般条項の導入趣旨を十分に生かすことができる実務の定着及び法的安定性の向上を期待する。

### (参考文献)

- (1)不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案、2013年6月24日付の産業通商資源委員長による提案）の議案とその原文
- (2)ユ・ヨンソン、不正競争行為に関連する不法行為の成立要件及びそれに基づく差止請求権を許容するかどうか、法院図書館司法論集第53集（2011年）
- (3)カン・ドンセ、不正競争防止法上の一般条項を巡る法的問題に関する小考
- (4)朴ジュンウ、不正競争防止法第2条第1号ヌの類型化に対する検討、産業財産権第55号（2018）
- (5)黄ウイチャン・黄グァンヨン、不正競争防止及び営業秘密保護法、セチャン出版社

（原稿受領 2019.3.29）